

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、  
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約  
商品別特約集

2021年3月  
三井住友海上火災保険株式会社

<目次>

保険商品	特約	掲載頁
団体総合生活補償保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	<a href="#">P2</a>
	特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	<a href="#">P11</a>
学生・こども総合保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	<a href="#">P17</a>

※いずれも、2020年2月1日以降有効契約に適用します。



		に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
ほ	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
	保険金	この特約により補償される特定感染症が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

#### 第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
- ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 本条（1）⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑨ 本条（1）⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、傷害補償特約の規定に従い傷害保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

### 第3条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) 本条（1）の規定は、この保険契約が継続契約（注1）である場合には、適用しません。

(注1) 継続契約とは、特定感染症を補償する団体総合生活補償保険普通保険約款等に基づく保険契約または当社が認めた保険契約（共済契約を含みます。）の満期日（注2）を始期日とするこの特約が適用される保険契約をいいます。

(注2) 満期日は、その保険契約の満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、満期日の翌日と読み替えます。

### 第4条（後遺障害保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

後遺障害保険金の額	=	傷害死亡・後遺障害保険金額	×	傷害補償特約別表（注1）の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合
-----------	---	---------------	---	----------------------------------

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師（注2）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 傷害補償特約別表（注1）の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 傷害補償特約別表（注1）の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② 本条（4）①以外の場合で、傷害補償特約別表（注1）の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ 本条（4）①および②以外の場合で、傷害補償特約別表（注1）の第1級から第1

3級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ 本条（４）①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

（５）既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

保険金 支払割 合	＝	傷害補償特約別表（注１）に掲げる加重 後の後遺障害に該当する等級に対する 保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該 当する等級に対する保険 金支払割合
-----------------	---	--	---	-------------------------------------

（６）この特約の規定に基づいて当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額から傷害補償特約の規定により支払った傷害後遺障害保険金および本条（１）から（５）までの規定により支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額をもって限度とします。

（注１）別表とは、傷害補償（MS&AD型）特約別表３または傷害補償（標準型）特約別表２のうち、この保険契約に適用される傷害補償特約の別表をいいます。

（注２）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

#### 第5条（入院保険金の計算）

（１）当社は、被保険者が感染症入院に該当した場合は、その期間に対し、入院保険金をその被保険者に支払います。

（２）本条（１）の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金の額	＝	傷害入院保険金日額	×	感染症入院の日数（注１）
---------	---	-----------	---	--------------

（３）本条（１）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第１１条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注２）であるときには、その処置日数を含みます。

（４）この保険契約に傷害補償（MS&AD型）特約が適用される場合、感染症入院の日数には次の日数を含みません。

① 特定感染症を発病した日から起算して傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間の感染症入院の日数

② 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数

③ １回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、入院保険金を支払うべき日

数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数

(5) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金または傷害補償特約の規定による傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては入院保険金を支払いません。

(注1) 感染症入院の日数は、この保険契約に傷害補償（標準型）特約が適用される場合は180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

#### 第6条（通院保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が感染症通院に該当した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{感染症通院の日数（注）}}$$

(2) 当社は、本条（1）の規定にかかわらず、この特約の規定による入院保険金または傷害補償特約の規定による傷害入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) この保険契約に傷害補償（MS&AD型）特約が適用される場合、感染症通院の日数には次の日数を含みません。

- ① 特定感染症を発病した日から起算して傷害通院保険金の免責期間が満了するまでの間の感染症通院の日数
- ② 傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数
- ③ 1回の特定感染症の発病に基づく通院について、通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数

(4) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金または傷害補償特約の規定による傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては通院保険金を支払いません。

(注) 感染症通院の日数は、この保険契約に傷害補償（標準型）特約が適用される場合は90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次のいずれかの影響により特定感染症を発病した被保険者が重篤となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 特定感染症の発病の時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
  - ② 特定感染症の発病の後にその原因となった特定感染症と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより特定感染症を発病した被保険者が重篤となった場合も、本条（1）と同様の方法で保険金を支払います。

第8条（傷害補償特約で支払う保険金に関する特則）

- (1) この特約の規定による後遺障害保険金を支払った後に、被保険者が傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、当社は、傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）および第5条（傷害後遺障害保険金の計算）（1）の規定を次のとおり適用します。

- ① 当社が支払うべき傷害死亡保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

傷 害 死 亡 保 險 金 の 額	=	傷 害 死 亡 ・ 後 遺 障 害 保 險 金 額	-	傷 害 補 償 特 約 の 規 定 に 基 づ き 支 払 っ た 傷 害 後 遺 障 害 保 險 金 の 額	-	こ の 特 約 の 規 定 に 基 づ き 支 払 っ た 後 遺 障 害 保 險 金 の 額
-------------------------	---	---------------------------------	---	---	---	---

- ② 当社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式により算出した額をもって限度とします。

傷 害 後 遺 障 害 保 險 金 の 限 度 額	=	傷 害 死 亡 ・ 後 遺 障 害 保 險 金 額	-	傷 害 補 償 特 約 の 規 定 に 基 づ き 支 払 っ た 傷 害 後 遺 障 害 保 險 金 の 額	-	こ の 特 約 の 規 定 に 基 づ き 支 払 っ た 後 遺 障 害 保 險 金 の 額
------------------------------------	---	---------------------------------	---	--	---	---

- (2) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し傷害補償特約に規定する傷害入院保険金を支払いません。
- (3) 第5条（入院保険金の計算）の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、当社は、傷害補償特約に規定する傷害通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し傷害補償特約に規定する傷害通院保険金を支払いません。

第9条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく、本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第10条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、次に掲げる時とします。
- ① 後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ② 入院保険金については、その被保険者が発病した第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または次に定める時のいずれか早い時
    - ア. この保険契約に傷害補償（MS&AD型）特約が適用される場合は、特定感染症の発病の日からその日を含めて傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
    - イ. この保険契約に傷害補償（標準型）特約が適用される場合は、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
  - ③ 通院保険金については、その被保険者が発病した第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、または次に定める時のいずれか早い時
    - ア. この保険契約に傷害補償（MS&AD型）特約が適用される場合は、傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時または通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
    - イ. この保険契約に傷害補償（標準型）特約が適用される場合は、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第11条（当社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- (1) 当社は、第9条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）およびこの特約第10条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の症状その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) 本条（1）の規定による診断のために要した費用（注）は、当社が負担します。
- （注）費用には、収入の喪失を含みません。

第12条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第13条（傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約が適用される場合は、この特約で支払うべき後遺障害保険金についても、当社は、傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約第1条（保険金を支払う場合）の規定を適用して保険金を支払います。

第14条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表（第10条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類	
	提出書類
(1)	保険金請求書
(2)	保険証券

(3) 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師（注1）の診断書
(4) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
(5) 被保険者に就業制限（注2）が課されたことおよび就業制限日数を記載した医師（注1）または公の機関の証明書
(6) 被保険者の印鑑証明書
(7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
(8) その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

（注2）就業制限とは、法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。

（注3）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	傷害補償特約	傷害補償（MS & AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
そ	葬祭費用	葬儀または埋葬にかかる費用、その他社会通念上これらと一連と考えられる費用をいいます。
と	特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症                      ② 二類感染症                      ③ 三類感染症                      ④ 新型コロナウイルス感染症（注1）                      ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り）であるものに限り。</p> <p>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</p>
は	発病	<p>医師（注）が診断した発病をいいます。</p> <p>（注）医師とは、補償対象者および被保険者以外の医師をいいます。</p>

ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 保険契約者 ② 補償対象者の親族
ほ	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、葬祭費用保険金をいいます。
	補償対象者	傷害補償特約の被保険者として、保険証券に記載された者をいいます。

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、補償対象者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより被保険者が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。

#### 第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または補償対象者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の発病した特定感染症に限ります。
- ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の発病した特定感染症に限ります。
- ④ 補償対象者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 本条（1）⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑨ 本条（1）⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、傷害補償特約の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症

に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

### 第3条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) 本条（1）の規定は、この保険契約が継続契約（注1）である場合には、適用しません。

(注1) 継続契約とは、特定感染症を補償する団体総合生活補償保険普通保険約款等に基づく保険契約または当社が認めた保険契約（共済契約を含みます。）の満期日（注2）を始期日とするこの特約が適用される保険契約をいいます。

(注2) 満期日は、その保険契約の満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、満期日の翌日と読み替えます。

### 第4条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、葬祭費用の額とします。ただし、補償対象者1名について、300万円をもって限度とします。

### 第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、葬祭費用の額を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	葬祭費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

(注) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

#### 第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体の障害または疾病の影響によって保険金を支払うべき特定感染症が重大となり補償対象者が死亡した場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する損害の額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより補償対象者が死亡した場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

#### 第7条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 補償対象者が特定感染症を発病し、死亡した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① その特定感染症の発病の状況および死亡に至るまでの経過を補償対象者が死亡した日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容（注）を遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 本条(1)①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

#### 第8条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(1)に定める時は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

#### 第9条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第7条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）およびこの特約第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の症状その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し

当社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、当社が負担します。

(注) 費用には、収入の喪失を含みません。

#### 第10条(代位)

(1) 葬祭費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその葬祭費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」の額を限度とします。

区分	限度額
① 当社が葬祭費用の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第11条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い)

(1) この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

(2) この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、これらの特約における「被保険者」を「補償対象者」と読み替えて適用します。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第12条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表（第8条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 保険期間中に特定感染症を発病したことを証明する医師（注1）の診断書
(4) 死亡診断書または死体検案書
(5) 補償対象者および被保険者の戸籍謄本
(6) 被保険者の印鑑証明書
(7) 葬祭費用の支出を証明する書類
(8) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(9) その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）医師とは、補償対象者および被保険者以外の医師をいいます。

（注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
と	特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症（注1） ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。</p> <p>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</p>
は	発病	被保険者以外の医師の診断により発病と認定されたことをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の者をいいます。
ほ	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
	保険金	この特約により補償される特定感染症が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、後遺障害保険金（注）、入院保険金または通院保険金をいいます。

		(注) 後遺障害保険金には、第5条（後遺障害保険金の追加支払）に規定する後遺障害保険金の追加支払を含みます。
--	--	--

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
- ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 本条（1）⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑨ 本条（1）⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、普通保険約款の規定に従い、保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(4) 本条（3）の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業

務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

#### 第4条（後遺障害保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

後遺障害保険金の額	=	死亡・後遺障害保険金額	×	普通保険約款別表2のそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合
-----------	---	-------------	---	-----------------------------------

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 普通保険約款別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② 本条(4)①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ 本条(4)①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金支払割合}} = \boxed{\text{普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

(6) この特約の規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ(注1)、死亡・後遺障害保険金額から普通保険約款傷害条項第5条(後遺障害保険金の計算)および本条(1)から(5)までの規定により支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額をもって限度とします。

(注1) 保険期間が1年を超える保険契約においては、「保険期間を通じ」を「同一契約年度(注2)内に発生した事故による傷害または発病した特定感染症に対して」と読み替えます。

(注2) 契約年度とは、初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

#### 第5条(後遺障害保険金の追加支払)

当社は、第4条(後遺障害保険金の計算)の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、次の算式によって算出した額を追加して被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{追加して支払う額}} = \boxed{\text{当社が支払った後遺障害保険金の額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の後遺障害追加支払倍数}}$$

#### 第6条(入院保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数(注1)}}$$

(2) 当社は、被保険者に法第18条第2項の規定による就業制限が課された場合は、被保険者が入院したものとみなします。

(3) 本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。

(4) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては入院保険金を支払いません。

(注1) 入院した日数は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

#### 第7条（通院保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注）}}$$

(2) 当社は、本条（1）の規定にかかわらず、第6条（入院保険金の計算）または普通保険約款の規定による入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては通院保険金を支払いません。

(注) 通院した日数は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

#### 第8条（普通保険約款で支払う保険金に関する特則）

(1) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、死亡・後遺障害保険金額から普通保険約款傷害条項第5条（後遺障害保険金の計算）およびこの特約第4条（後遺障害保険金の計算）の規定により支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額とします。

(2) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額から普通保険約款傷害条項第5条（後遺障害保険金の計算）およびこの特約第4条（後遺障害保険金の計算）の規定により支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額をもって限度とします。

(3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（1）

の傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

(4) 第6条（入院保険金の計算）の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

#### 第9条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第10条（保険金の請求の特則）

(1) 普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、次に掲げる時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が発生した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時。ただし、追加して支払う後遺障害保険金については、後遺障害保険金の支払が確定し、かつ第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時とします。

② 入院保険金については、入院が終了した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 通院保険金については、被保険者が発病した第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

第11条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 特定感染症の原因 イ. 特定感染症発病の状況 ウ. 特定感染症の症状 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 特定感染症の程度 イ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（1）①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) 本条（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者

または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（4）本条（3）の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（5）本条（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第10条（保険金の請求の特則）（2）および普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）次表「期間」に掲げる日数は、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

（注3）照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第12条（当社の指定する医師が作成した診断書の要求）

（1）当社は、第9条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）およびこの特約第10条（保険金の請求の特則）の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の症状その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

（2）本条（1）の規定による診断のために要した費用（注）は、当社が負担します。

（注）費用には、収入の喪失を含みません。

#### 第13条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第9条（死亡の推定）まで、ならびに基本条項第5条（契約後に通知いただく事項—通知義務）、第14条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務の場合）（2）、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）から第20条（先取特権）まで、第22条（保険金の支払）および第23条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）の規定は適用しません。

#### 第14条（普通保険約款の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款「用語の説明」の「危険」の説明中「傷害、損失または損害」とあるのは「特定感染症」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款傷害条項を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）の規定中「被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」、「被保険者が傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」
  - ② 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）（2）の規定中「第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- (3) この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2条（保険料の払込方法）（2）の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
  - ② 第3条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「被った傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
  - ③ 第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（3）③の規定中「事故によって傷害、損失または損害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」
  - ④ 第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（4）の規定中「傷害、損失または損害の原因となる事故が発生した」とあるのは「特定感染症の発病の」
  - ⑤ 第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（5）の規定中「発生した傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
  - ⑥ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）①の規定中「事故を発生させ、または発生させようとした」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとした」
  - ⑦ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（2）②の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
  - ⑧ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（3）の規定中「事故（注3）の発生した」とあるのは「特定感染症（注3）が発病した」、「発生した事故（注3）による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症（注3）」
  - ⑨ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（注3）の規定中「事故とは」とあるのは「特定感染症とは」、「発生した事故」とあるのは「発病した特定感染症」
  - ⑩ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務の場合）（7）の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
  - ⑪ 第21条（保険金の請求）（5）の規定中「事故の内容、損害の額または傷害の程度等」とあるのは「特定感染症の発病の状況または程度等」、「本条（2）」とあるのは「こ

の特約第10条（保険金の請求の特則）（2）」

- ⑫ 第21条（保険金の請求）（6）の規定中「本条（2）、（3）もしくは（5）の書類」とあるのは「本条（3）もしくは（5）もしくはこの特約第10条（保険金の請求の特則）（2）の書類」
- ⑬ 第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求の特則）（1）に定める時」
- ⑭ 第25条（代位）（1）の規定中「この普通保険約款および特約に規定する傷害および損失」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症」、「その傷害および損失」とあるのは「その特定感染症」

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第10条（保険金の請求の特則）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
(4) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
(5) 被保険者に就業制限（注1）が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書
(6) 被保険者の印鑑証明書
(7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(8) その他当社が第11条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）就業制限とは、法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。

（注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。